

特定非営利活動法人 四季協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 四季協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市佐竹台1丁目5番10-807号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、企業等からハラスメント被害を受けた人々に対して、情報交換、相互支援をする場を提供する事業を行い、社会からハラスメントを行う人々を無くす事に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ②国際協力の活動
- ③男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① ハラスメントに関する調査・分析事業
- ② ハラスメントに関するWebsite構築・運営事業
- ③ ハラスメントに関する出版・放送事業
- ④ ハラスメントに関する学生支援事業
- ⑤ ハラスメントに関する法的支援事業
- ⑥ ハラスメントに関する医療支援事業
- ⑦ コンサルティング事業（ハラスメント被害により退職した人が個人事業等始めるにあたってのコンサルタントを行う）
- ⑧ ハラスメントに関する国際協力事業
- ⑨ ハラスメントに関する企業等啓蒙事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて

含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければなら

い。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	京阪 好治
理事	寺中 直人
同	川西 英二
監事	泉井 光生
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 年収の壹万分の壹円 (但し1000円未満は切り捨て)
正会員会費 年額 年収の壹万分の壹円 (但し1000円未満は切り捨て)
 - (2) 賛助会員入会金 年収の拾万分の壹円 (但し1000円未満は切り捨て)
賛助会員会費 年額 年収の拾万分の壹円 (但し1000円未満は切り捨て)団体の場合は年収を、年間売上高(金融業の場合は経常収益)と読み替える。
但し、連結と単独がある場合は連結売上高とする。

役員名簿

特定非営利活動法人 四季協会

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	きょうさか よしはる 京阪 好治		無
理事	てらなか なおと 寺中 直人		無
理事	かわにし えいじ 川西 英二		無
監事	いずい みつお 泉井 光生		無

設立趣旨書

特定非営利活動法人 四季協会

設立代表者 京 阪 好 治

1 趣旨

現在、SNS や企業等のハラスメントに対してメンタルを病み困難な状況に陥っている人々の声がよく見られますが、現在ある SNS では基本的にその発言内容には関知していません。

その為、こうした発言は中途半端になったり、それに対する心無い批判を受けたりもしています。

こうしたハラスメントに対して、献身的に対応されている行政機関があるのは知っていますが、一律の対応では限度が生じると思っています。

当団ではこうした実態に寄り添いハラスメントに対して悩み苦しんでいる方を支援し、然るべき機関との架け橋となり、救済することを目的としています。

NPO 法人格が必要になった理由は、以下の通りです。

ハラスメントに苦しんでいる方の支援を第一目的とし、金銭等、経済的利益は極力頂かないことを前提として、そのうえで、事業を継続的かつ安定的に運営するには、営利を追求する会社形態ではなく、当団体の活動に賛同して、純粋に応援していただける一般の方、法人等との連携は欠かせないと考えています。

今まで個人での活動を行ってきたのですが、相談される方の人数が多くなり、これまでやってきた活動を必要としている方がたくさんいることを知りました。しかし、現在 SNS 等の普及により SNS 等を使った悪質なトラブル例などもあり、個人での活動だと余計に敬遠されたりもします。

なので、当団体の目的を達成するためには広く非営利事業を行う団体であると社会的に認知された NPO としての法人格の取得が最適であると考えました。

当団体はハラスメントに悩んでいる方を支援し、行政支援の補佐を志し、多くの市民にとって過ごしやすい社会づくりへの寄与を目指していきます。

2 申請に至るまでの経過

- 2016年 4月 ハラスメント等に苦しむ方の支援、相談を開始
- 2022年10月 相談者が50人を超える人数となり、個人でやっていくことの限界を感じ、NPO 法人設立を決意。
- 2023年 7月 会員間での法人化の意思確認
- 2023年 8月 法人化へ向けた準備開始

初年度事業計画書

成立の日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 四季協会

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。
創設するWebsiteを通じて、ハラスメントに反対してゆく。

II 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

① ハラスメントに関する調査・分析事業

- 【内 容】 ハラスメント被害者に対するヒアリング、インタビュー
企業・団体等のハラスメントに対する取り組みの調査・分析
- 【実施場所】 任意の場所（相手に合わせる）
- 【実施日時】 任意の時間（相手に合わせる）
- 【事業の対象者】 任意の対象者、また調査・分析自体を外部に委託する事もある。
- 【収 益】 0千円
- 【費 用】 1,040千円（業務委託費 800千円、旅費・交通費 240千円）

② ハラスメントに関するWebsite構築・運営事業

- 【内 容】 ハラスメントに関する被害者・支援者との交流の場としてのWebsite構築・運営事業。一番上位の上流工程は社員が無償で行い、下流工程は外部に委託する。
- 【実施場所】 インターネット上
- 【実施日時】 常時更新
- 【事業の対象者】 ハラスメントに関する被害者・支援者
- 【収 益】 0千円
- 【費 用】 1,200千円（クラウド関係費 300千円、通信費 180千円、
旅費交通費 120千円、業務委託費 600千円）

③ ハラスメントに関する出版・放送事業

- 【内 容】 アートギャラリーを開催する
- 【実施場所】 大阪市（詳細な場所は未定）
- 【実施日時】 12:00~20:00（日程は随時更新）月に3週間程度を予定
- 【事業の対象者】 全ての方が対象
- 【収 益】 36,000千円（パネル（絵）1枚20千円/週×50枚=1,000千円/週
1か月で3,000千円×12か月=36,000千円）
- 【費 用】 33,000千円（クラウド関係費 3,600千円、地代家賃 13,800千円、
水道光熱費 600千円、契約保証金 15,000千円）

④ハラスメントに関する学生支援事業

【内 容】 大学新聞会（京都大学、大阪大学、大阪公立大学等）に働きかけ、就職特集号等に関連して企業研究の一環として企業等のハラスメントに対する調査を行うが、その時に新聞界の委託業務先となる。その対価として調査した内容を各新聞に提供する方向で動く準備をする。

また、社員に大学、大学院に進学させる準備をする（1例としてはIB合格社員に、HBSまたはグランゼコールに入学させ、国際支援展開を目指す）

【実施場所】 任意の場所（相手に合わせる）

【実施日時】 任意の時間（相手に合わせる）

【事業の対象者】 各大学新聞会、各大学

【収 益】 0 千円

【費 用】 1,350 千円（情報分析費用：900 千円、学費支援費：450 千円）

⑤ ハラスメントに関する法的支援事業 （当該年度は実施予定なし）

⑥ ハラスメントに関する医療支援事業 （当該年度は実施予定なし）

⑦コンサルティング事業

【内 容】 ハラスメント被害により退職した人が個人事業等をはじめにあたってコンサルティングを行う。

【実施場所】 任意の場所（相手に合わせる）

【実施日時】 任意の時間（相手に合わせる）

【事業の対象者】 ハラスメント被害により退職した個人

【収 益】 1,200 千円

【費 用】 300 千円（通信費 180 千円、旅費交通費 120 千円）

⑧ハラスメントに関する国際協力事業

【内 容】 欧米各国でのハラスメントに対する反対運動（Me too 運動等）との連携、日本へのアジアからの移民等に関してのハラスメントに関して情報収集を行う。

【実施場所】 任意の場所（相手に合わせる）

【実施日時】 任意の時間（相手に合わせる）

【事業の対象者】 欧米各国との SNS での連絡、アジア各国との情報収集（アジア各国の国会議員や労働者との交流等、日本への移民の分析論文の作成、Web 上での発表等）

【収 益】 0 千円

【費 用】 1,040 千円（業務委託費：480 千円、旅費交通費 560 千円）

⑨ ハラスメントに関する企業啓蒙活動 （当該年度は実施予定なし）

翌年度事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 四季協会

I 事業の実施方針

設立初年度に引き続き、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の更なる拡大を目指す。
創設するWebsiteを通じて、ハラスメントに反対してゆく。

II 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

① ハラスメントに関する調査・分析事業

- 【内 容】 ハラスメント被害者に対するヒアリング、インタビュー
企業・団体等のハラスメントに対する取り組みの調査・分析
- 【実施場所】 任意の場所（相手に合わせる）
- 【実施日時】 任意の時間（相手に合わせる）
- 【事業の対象者】 任意の対象者、また調査・分析自体を外部に委託する事もある。
- 【収 益】 0千円
- 【費 用】 2,040千円（業務委託費1,800千円、旅費・交通費240千円）

② ハラスメントに関するWebsite構築・運営事業

- 【内 容】 ハラスメントに関する被害者・支援者との交流の場としてのWebsite構築・運営事業。一番上位の上流工程は社員が無償で行い、下流工程は外部に委託する。
- 【実施場所】 インターネット上
- 【実施日時】 常時更新
- 【事業の対象者】 ハラスメントに関する被害者・支援者
- 【収 益】 0千円
- 【費 用】 1,560千円（クラウド関係費300千円、通信費180千円、
旅費交通費120千円、業務委託費960千円）

③ ハラスメントに関する出版・放送事業

- 【内 容】 アートギャラリーを開催する
- 【実施場所】 大阪市（詳細な場所は未定）
- 【実施日時】 12:00~20:00（日程は随時更新）月に3週間程度を予定
- 【事業の対象者】 全ての方が対象
- 【収 益】 36,000千円（パネル（絵）1枚20千円/週×50枚=1,000千円/週
1か月で3,000千円×12か月=36,000千円）
- 【費 用】 18,000千円（クラウド関係費3,600千円、地代家賃13,800千円、
水道光熱費600千円）

④ハラスメントに関する学生支援事業

【内 容】 大学新聞会（京都大学、大阪大学、大阪公立大学等）に働きかけ、就職特集号等に関連して企業研究の一環として企業等のハラスメントに対する調査を行うが、その時に新聞界の委託業務先となる。その対価として調査した内容を各新聞に提供する方向で動く準備をする。

また、社員に大学、大学院に進学させる準備をする（1例としてはIB合格社員に、HBSまたはグランゼコールに入学させ、国際支援展開を目指す）

【実施場所】 任意の場所（相手に合わせる）

【実施日時】 任意の時間（相手に合わせる）

【事業の対象者】 各大学新聞会、各大学

【収 益】 0千円

【費 用】 2,100千円（情報分析費用：1,200千円、学費支援費：900千円）

⑤ ハラスメントに関する法的支援事業 （当該年度は実施予定なし）

⑥ ハラスメントに関する医療支援事業 （当該年度は実施予定なし）

⑦コンサルティング事業

【内 容】 ハラスメント被害により退職した人が個人事業等をはじめにあたってコンサルティングを行う。

【実施場所】 任意の場所（相手に合わせる）

【実施日時】 任意の時間（相手に合わせる）

【事業の対象者】 ハラスメント被害により退職した個人

【収 益】 1,200千円

【費 用】 300千円（通信費180千円、旅費交通費120千円）

⑧ ハラスメントに関する国際協力事業

【内 容】 欧米各国でのハラスメントに対する反対運動（Me too運動等）との連携、日本へのアジアからの移民等に関するハラスメントに関して情報収集を行う。

【実施場所】 任意の場所（相手に合わせる）

【実施日時】 任意の時間（相手に合わせる）

【事業の対象者】 欧米各国とのSNSでの連絡、アジア各国との情報収集（アジア各国の国会議員や労働者との交流等、日本への移民の分析論文の作成、Web上での発表等）

【収 益】 0千円

【費 用】 1,040千円（業務委託費：480千円、旅費交通費560千円）

⑨ハラスメントに関する企業啓蒙活動 （当該年度は実施予定なし）

初年度活動予算書

設立の日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人四季協会
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	12,000,000	
賛助会員受取会費		12,000,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
調査・分析事業		
Website構築・運営事業		
出版・放送事業	36,000,000	
学生支援事業		
法的支援事業		
医療支援事業		
コンサルティング事業	1,200,000	
国際協力事業		
企業等啓蒙事業		37,200,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計		49,200,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
調査・分析事業		
業務委託費	800,000	
旅費交通費	240,000	
Website構築・運営事業		
クラウド費用	300,000	
通信費	180,000	
旅費交通費	120,000	
業務委託費	600,000	
出版・放送事業		
クラウド費用	3,600,000	
地代家賃	13,800,000	
水道光熱費	600,000	
保証金	15,000,000	
学生支援事業		
情報分析費用	900,000	
学費支援	450,000	
コンサルティング事業		
通信費	180,000	
旅費交通費	120,000	
国際協力事業		
業務委託費	480,000	
旅費交通費	560,000	
その他経費計	37,930,000	
事業費計		37,930,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	15,000	
旅費交通費	120,000	
通信費	120,000	
消耗品費	100,000	
地代家賃	2,400,000	
弁護士保険料	300,000	
その他経費計	3,055,000	
管理費計		3,055,000
経常費用計		
当期経常増減額		40,985,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		8,215,000
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		8,215,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		8,215,000

翌年度活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人四季協会
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	12,000,000	
賛助会員受取会費		12,000,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
調査・分析事業		
Website構築・運営事業		
出版・放送事業	36,000,000	
学生支援事業		
法的支援事業		
医療支援事業		
コンサルティング事業	1,200,000	
国際協力事業		
企業等啓蒙事業		37,200,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計		49,200,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		0
(2) その他経費		
調査・分析事業		
業務委託費	1,800,000	
旅費交通費	240,000	
Website構築・運営事業		
クラウド費用	300,000	
通信費	180,000	
旅費交通費	120,000	
業務委託費	960,000	
出版・放送事業		
クラウド費用	3,600,000	
地代家賃	13,800,000	
水道光熱費	600,000	
学生支援事業		
情報分析費用	1,200,000	
学費支援	900,000	
コンサルティング事業		
通信費	180,000	
旅費交通費	120,000	
国際協力事業		
業務委託費	480,000	
旅費交通費	560,000	
その他経費計	25,040,000	
事業費計		25,040,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		0
(2) その他経費		
会議費	15,000	
旅費交通費	120,000	
通信費	120,000	
消耗品費	100,000	
地代家賃	2,400,000	
弁護士保険料	300,000	
その他経費計	3,055,000	
管理費計		3,055,000
経常費用計		28,095,000
当期経常増減額		21,105,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		21,105,000
前期繰越正味財産額		8,215,000
次期繰越正味財産額		29,320,000